

受益証券発行信託の受益証券の電子化に伴う受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(保管振替機構等の規則の適用)</p> <p>第17条 内国法人の発行する株券、優先出資証券、内国法人の発行する新株予約権証券、投資信託受益証券、<u>投資証券又は受益証券発行信託の受益証券</u>の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）が定める株式等の振替に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(保管振替機構等の規則の適用)</p> <p>第17条 内国法人の発行する株券、優先出資証券、内国法人の発行する新株予約権証券、投資信託受益証券<u>又は投資証券</u>の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）が定める株式等の振替に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>受益証券発行信託の受益証券の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する規則に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。</u></p>
<p>(口座振替による受渡し)</p> <p>第18条 取引参加者は、顧客から、内国法人の発行する株券、優先出資証券、内国法人の発行する新株予約権証券、投資信託受益証券、<u>投資証券又は受益証券発行信託の受益証券</u>の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(口座振替による受渡し)</p> <p>第18条 取引参加者は、顧客から、内国法人の発行する株券、優先出資証券、内国法人の発行する新株予約権証券、投資信託受益証券<u>又は投資証券</u>の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>

(削る)

3 取引参加者は、顧客から受益証券発行信託の受益証券の売買の委託を受けた場合において、当該顧客のために保管振替機構が定める受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する規則に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、保管振替機構が定める受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する規則に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

付 則

この改正規定は、平成22年7月1日から施行する。